

## 「所得税の源泉徴収不足に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

- 1 監査請求書の提出日 平成25年10月22日
- 2 監査結果の通知日 平成25年12月19日（監査期限：同年12月24日）

### 3 請求の要旨

#### (1) 措置要求事項

知事に対して、所得税の源泉徴収不足により支出された不納付加算税（4,108,000円）、延滞税（2,309,000円）及び該当事業主等に対して返還を求めている所得税相当額の未回収額（4,169,284円）について、関係職員に損害賠償請求するよう勧告することを求める。

#### (2) 請求の理由

不納付加算税と延滞税については、適切に源泉徴収をしていれば発生しない不要の支出であり、また、所得税相当額の未回収額が回収不能となれば、その金額は奈良県の負担となり源泉徴収義務を怠ったことに起因して発生する費用である。県は、職員の知識不足や法人との誤認等を原因として挙げているが、担当の出納職員が源泉徴収制度を知らないはずはないし、法人か個人かは少しの注意力を働かせれば確認できるものであり、確認を怠ったことは重大な過失に相当するといふべきである。よって、関係職員は、地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項及び民法第709条に基づき、損害賠償責任を負っている。

### 4 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却した。  
理由は以下のとおりである。

#### (1) 民法第709条の損害賠償責任について

昭和61年2月27日の最高裁判決で、法第243条の2の趣旨として、支出命令等の権限を有する職員等の当該行為により生じた損害に関しては民法上の賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲は限定されている旨判示されており、これらの権限を有する職員等の当該行為は、民法の不法行為責任の対象とはならず、民法第709条を根拠とする請求人の主張には理由がない。

#### (2) 法第243条の2で定める「重大な過失」の有無について

##### ア 源泉徴収制度の運用について

源泉徴収制度については、国税庁がホームページでの情報発信や冊子の発行等を行っているが、源泉徴収の対象が多種多様で、法令の規定も詳細、複雑で簡単に習得できるものとはいえず、十分な周知が図られていたというには困難を伴う。

##### イ 源泉徴収不足の全国的な発生状況について

国税庁の第61回事務年報によると、平成23事務年度に源泉所得税の調査を行った17万4千件のうち、課税漏れ等の非違があったものは4万6千件で、26.4%に及んでいる。奈良県以外の地方公共団体でも、多数の県や市（滋賀県、島根県、香川県、草津市等）において、さらには各地の国税局（熊本、広島等）においても源泉徴収不足が発生しているなど源泉徴収制度はその運用において難しい面があり、全国的に多くの問題事例が発生していることが認められる。

#### ウ 会計局の陳述について

会計局は、職員の知識の不足や法人との誤認、旅費は源泉徴収不要との誤認が原因であること、また、源泉徴収に係る法令の定めが抽象的でその対象及び税率が多様多様であること、税務署の制度周知が積極的でなかったこと等を挙げ、以前に不納付加算税等を徴収された事例がなかったことから関係職員に重大な過失があったとまでは認められない旨を陳述している。

この会計局の陳述については、上記のとおり源泉徴収制度はその運用には難しい面があり、全国的に多くの問題事例が発生していること、また、不納付加算税等を徴収されたのは初めてであり、関係職員において不納付加算税等が徴収されることを容易に予測できたとはいえないと解されること（平成20年11月27日最高裁判所判決補足意見同旨）から、特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

なお、該当事業主等から回収できていない所得税相当額については、回収努力が続けられており、債権管理を違法不当に怠っているものとは認められない。

#### ウ 結論

源泉徴収を行わなかった関係職員に重大な過失があったとまでは認められないことから、関係職員に対して法第243条の2の規定に基づく賠償責任を認めることはできないと判断する。

### 5 監査委員の意見

- ・ 所得税の源泉徴収不足が発生したことは、県政への県民の信頼を損なわせるものであり遺憾である。
- ・ 源泉徴収不足の発生は、職員の認識が十分でなかったことが一因であることから、引き続き、再発防止に向けて万全を期されたい。
- ・ 県が国に納付した源泉徴収不足額の未回収分については、厳正な債権管理に努められたい。

※監査結果本文については、平成25年12月24日付けの県公報に掲載予定